

# 集落営農法人連合体の実践と課題

－山口県を事例に

品川 優

## 1. 問題の所在

中山間地域が7割を占める山口県は、早くから過疎問題に直面し、現在「いえ」及び農業の後継者が少ない県の1つである<sup>(1)</sup>。また、県の圃場整備率も50%未満であり、整備済みの農地でも一区画30aに満たず、のり面も大きいなど土地条件の不利な地域である。2000年代後半からは不在地主化も進み、後継者だけではなく、「いえ」そのものがなくなるなど問題が深刻化してきた。

そうしたなか、2005年に県は集落営農法人を推進し、それを中心に地域の農家みんなが参加し、力を合わせて農地を守る体制づくりを打ち出した。2020年調査時点で278の集落営農法人があり<sup>(2)</sup>、その多くは対象地域内のほとんどの農家が参加する集落「ぐるみ」型である。ところで集落営農法人には、集落内の農地の受け手でもあることから、集落営農に参加していない個別農家の株式会社（1戸1法人）もカウントしており、全体の約7%が該当する。

県が2018年に策定した5カ年計画では、1戸1法人・集落営農法人・農外参入<sup>(3)</sup>を合わせて「中核経営体」と称し、中核経営体が大宗を占める農業構造を目指している。県の農地中間管理事業の集積目標2,000haに対し実績は半分ほどであるが、他方農地円滑化集積事業が1,500haほどあり、今後中間管理機構に移していく。それらを通じた中核経営体への農地集積目標は70%であるが、現在は3割程度であり、集落営農法人による集積はその半分にとどまる。

その理由の1つに、集落営農法人も次の3点の問題に直面しているためである。第1は、集落営農を立ち上げたが、オペレーターの7割が60代以上となるなど活動の中心を担ってきた構成員の高齢化が進み、世代交代が進まな

といった集落営農内部の人的不足である。したがって、地域農家を糾合した集落営農は、地域農業の「延命」に貢献したが、個別農家及び法人の後継者不在という根本的解決が進まないまま、集落営農自体が存亡の危機に直面している。

第2は、山口県は条件不利地域を多く抱えることから、集落営農法人の農地集積面積も全体の17%が10ha未満、34%が10～20haと両者で過半を占めるなど、規模の小さな集落営農が中心であることである（全国の1集落営農法人当たりの平均面積は26ha弱）。

第3は、集落営農法人の収益性の低下である。例えば、10a当たりの平均売上高をみると、2010年は8.0万円であったが、14・15年は5.9万円に低下するなど売り上げが減少傾向にある。その背景には、多分に米価動向が影響しており、集落営農法人の経営体力が落ちてきている。

そこで、第1の人的不足の問題には雇用での対応を図ることとし、それを可能とする条件として第2・第3自体を解決する方針を打ち出した。その具体策が、集落営農法人連合体（以下「連合体」）の立ち上げである。

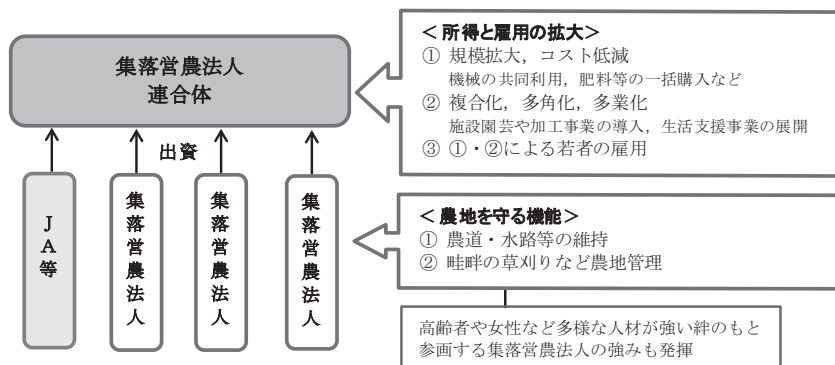
## 2. 集落営農の継承問題

### (1) 集落営農法人連合体

連合体のイメージを示したのが図1である。それは、構成する集落営農法人は管理作業を中心に農地を守る機能を、連合体は主要作業の担当あるいは農地の利用権設定による経営権の集約、その他複合化・多角化等による「所得と雇用の拡大」といった機能を担う、いわゆる「守り」と「攻め」の同時追求である。連合体の要件は、①複数の集落営農法人等が出資し共同事業を実施すること、②設立後、数年以内に専任従事者として雇用者を1人入れ、当該者の所得目標を設定した経営計画を作成すること、③農地中間管理機構を通じて80ha以上の経営面積の実現及びICT導入による効率的な生産管理等の実施であり、③以外は必須条件である。

連合体の育成に関し、県では2015年から事業を講じている。初年の15年は、連合体の育成を「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けるこ

図1 集落営農法人連合体のイメージと機能



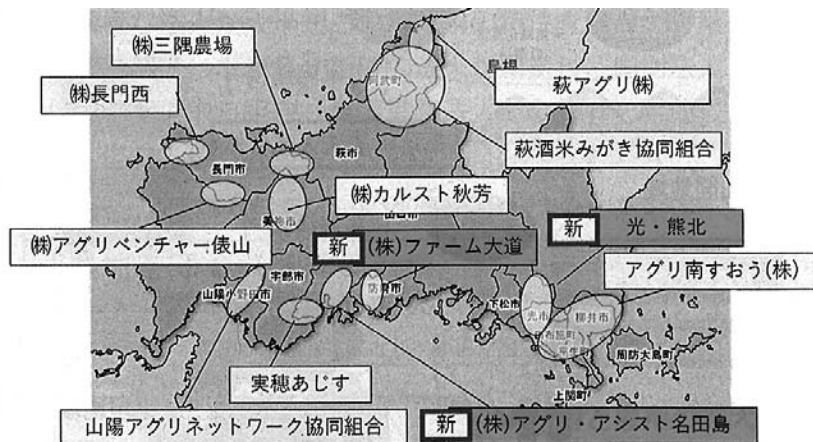
資料：「山口県庁資料」に一部修正。

とで地方創生交付金を主に活用しつつ、補正予算も組むことで対応している。支援内容の1つは、連携推進コーディネーターの設置である。コーディネーターはJAや普及員のOBが就任し、連合体の必要性への理解促進や、連合体設立に向けた法人間の調整などをおこなう。当初、コーディネーターは県央を除く県西3人、県東2人の5人を配置していた。しかし地方創生交付金が終了した19年は、予算確保の問題から県西1（60代、JAのOB）・県東1（60代、県普及員OB）・県央1（30代、JAのOB）の3人に縮小している。いま1つの支援内容は、ICT活用による農作業管理システムの導入や、細目書と連動したマッピングなどである。

2016年は、地域農業推進交付金を活用し、国・県が50%ずつ負担している。そこでは、連合体の規模拡大や低コスト化等に要する機械・施設の整備として「連合体条件整備支援」を講じている。具体的には、これまで補助事業の対象になりにくかった汎用性の高いもの—運搬車やラジコンヘリ、ドローンなども補助の対象としている。また、主食用米の過剰により米に関わる機械は通常補助の対象外であるが、酒米や飼料用米などは県単事業で機械補助の対象としている。

連合体の第1号は、2015年設立の萩アグリであり、翌16年に2組織、17年4組織、18年2組織、19年2組織、20年2組織の計12の連合体が立ち上がっている（図2）。連合体には、複数の集落営農法人が新たに連合体を設立す

図2 集落営農法人連合体の位置



資料：「山口県庁資料」より抜粋。

注：図中の「新」は、直近で新しく設立した連合体を指す。

るAパターンと、既存の法人に複数の集落営農法人が出資するBパターンがある。12の連合体のうちBパターンは「実穂あじす」と「光・熊北」のみであり、残りはすべてAパターンである。

連合体の多くは、法人形態として株式会社を採用している。そこには、経営・制度・実態の3つの理由がある。経営面では、雇用の導入、年間就業の確保という点を考慮すると、農業に限定しない経営の多角化が求められるが、農事組合法人では農業以外の事業をおこなうことができないためである。制度面では、農協法によって農事組合法人の構成員は自然人とされるため、法人である集落営農が農事組合法人としての連合体を設立することはできない。実態面では、経営の多角化だけではなく、社会的サービス事業にも期待しているためである。特に山間部では、公共交通機関の縮小、自動車の運転困難など高齢者の「足」の確保が求められ、さらに民間スーパーの撤退により、いわゆる買物難民問題の発生が危惧されるなど、地域のスーパーとしての役割も集落営農法人に求める声がある。その先進事例が島根県の「地域貢献型」集落営農である<sup>(4)</sup>。だが、交通機能の提供、一般の食料品や生活用品等の仕入れ・販売は、農事組合法人である集落営農ではできないため、新たな連合体がその期待に応える必要がある。そこで、山口県では経営の多角化だけで

はなく、生活関連の支援事業も含めて「多業化」と称している。

また、多くの連合体にはJAが出資・参画している。JAが連合体に出資・参画したのは、2015年に農協サイドがJA出資型法人を育成する方針を打ち出すと同時に、県が連合体を創出・推進していくタイミングとが合致したためである。これまで集落営農法人に対しJAは出資をしておこなったため、公平性の観点からも集落営農ではなく連合体に出資することとしている。またその役割も、第2の農協あるいはミニ農協ではなく、あくまでもサポートに徹することとしている。加えて、株式会社の連合体がJA施設等を利用する際に、農協が出資していることで様々な摩擦を回避できることも大きい。

## (2) 人材育成

人的不足の解決に向け県では、新規就農者の確保・育成に取り組んでいる。県の就農相談件数は、2013年には880件あったが景気の上向きも影響し、2015年には646件へ3/4に減少している。また、就農希望者の約8割は非農家等のため地域内に基盤をもたないことや、実際に就農しても「想像と違った」、「収入が低い」などの理由による離農・離職問題を抱えていた。それらを解決すべく、15年に「担い手支援日本一対策」を講じている。

同対策は、まずは新規雇用就農者の定着促進を図ることを目的として、3つの支援策を設けている。第1は「定着支援給付金」である。それは、法人が新規雇用（50歳未満）をした場合、農の雇用事業を活用し給付金を2年間（年120万円）受給できるが、それを引き継ぐ形で3年目に90万円、4年目60万円、5年目30万円の3年間をカバーするものである。加えて、農の雇用事業で年齢制限に引っかかるケースへのフォローでもある。

第2は、新規雇用就農者の受入組織への支援である。具体的には、農業機械や施設整備等の支援、住宅確保の支援（改修）であり、2018年では前者が8法人、後者は2法人が活用している。

第3は、県農業大学校の機能充実による「技術指導体制」の強化である。県農大には、もともと1年間農業技術を学ぶ「就農・技術支援室」（2010年設置）があったが、そのなかに「法人就業コース」を設け（2015年）、細やかな研修・指導をおこなう体制を構築している。その背景には、新規雇用就

農者は法人で何をしたいのか、逆に法人はどういう人材を求めているのか、両者の希望・思惑にズレがあり、そのミスマッチが離職率を高める原因と考えているからである。

以上の結果、同対策前の3年間（2012～14年）の新規雇用就農者は155人（うち集落営農法人40人）であったが、対策後の3年間（15～17年）は179人（同42人）へ15.5%増加し、雇用就農者の離職率も同期間25.1%から9.1%へ低下している。なお、新規就農者全体も306人から349人へ14.1%増加している。

さらに、新規雇用就農者だけではなく、新規就農者全体を掘り起こすため、2017年からは県内だけではなく県外での確保にも力を入れるべく、首都圏での就農相談会を年6回開催している（のべ151人参加）。また移住就農への不安解消や短期研修につなげることを目的に、県内産地バスツアーをおこなっている。ツアーは3連休等を利用して年3回おこない、旅費の半額を助成（上限3万円）している（のべ40人参加）。さらに、最長6カ月間で、月額12.5万円を給付する就農体験支援もおこなっている（4人が活用）。以上の結果、2018年で移住就農者7人、県農大での研修生1人の実績をあげている。

### (3) 小括

以上のように山口県では、連合体の育成・活動により個々の集落営農では決して十分とはいえない人や農地、さらには資金や資源を糾合し、かつJAも積極的に出資・参画することで、連合体によるコストの削減や多角化・多業化を通じた収益確保を図り、それを原資に連合体が就農者を雇用することで、集落営農の人的不足をカバーし、集落営農が継続できる環境を整備しようとしている。そして、県も新たな就農者を発掘・育成すべく、様々な事業を展開し、集落営農あるいは連合体への人材供給をサポートしていた。

では、連合体は実際どのような経緯で設立し、どういった活動を展開しているのか、構成する集落営農の実情・関係も合わせ、その実践と課題についてみていくことにする。

### 3. 株) 萩アグリ

#### (1) 設立の経緯

本節で取り上げる連合体の「萩アグリ株式会社」は、県北西部の萩市の北東に位置し、平成の市町村合併前の須佐町と田万川町にまたがる。両町の水田面積は約690ha、そのうち主食用米が390haを占め、その他は飼料作物や飼料用米、酒米、大豆等を中心とする。認定農業者は35人おり、集落営農と合わせた「担い手」への農地集積率は22.5%である。

両町では、2007年の品目横断的経営安定対策の面積要件をクリアすべく、特定農業団体の集落営農を設立し、その後の法人化要件にもとづき10年から法人化が進められた。だが、集落営農法人の構成員及びオペレーターの高齢化が進むなか、このままでは集落営農の存続が厳しくなることが目にみえていた。また、肥料・農薬などの生産資材価格が上昇する一方で、農産物価格は低下するといった経営問題にも直面していた。そこで、集落営農が連携して労働力を確保するとともに、生産資材を一括購入し、農業機械も共同所有・利用してコストの低減を図るため、12年に連合体の設立に向けた話し合いを開始した<sup>5)</sup>。

2012年に、先に法人化していた3法人（弥富5区、小川の郷、本郷原）で第1・2回の阿北地域農事組合法人等連携協議会をおこなった。だが、3法人は両町にまたがるため、互いに面識がなく、場所も分からず、集落営農の活動内容も知らないという状況であった。そこで、まずは互いを知るための情報共有からはじめている。ところが、13年の集中豪雨により甚大な被害が発生したため、連携協議会の活動が一時中断することとなる。そして、翌14年に第3回、15年に第4回の連携協議会を開き、そこで新たに3法人（桜の郷・上田万・日の出）が加わり、計6法人での協議となった。連携協議会では6法人すべてが決算書を提出し、互いの経営状況を数値で確認している。

2015年の第5回連携協議会では、このまま議論だけで終わるのを回避するために、法人格を取得し責任ある体制を進めていくことを決め、「阿北地域営農連携法人準備委員会」を設置し、6法人から2名ずつ委員を選出している。この時点で特定農業団体であった「下田万」及び「千人塚」は、法人と

は決算方法・内容が異なるため声かけ等はしたが、参加は見合わせている。そして15～16年にかけて計8回の準備委員会を開催し、16年2月末に萩アグリ設立総会をおこなった。ただし、これまでの話が頓挫するのを防ぐべく連合体の設立を優先したため、細部については未定の部分も少なくなかった。それでもこの時期に立ち上げたのは、すべての集落営農法人のスケジュールが12月決算・翌年2月総会であり、この総会で萩アグリへの出資を承認してもらいたかったからである。仮にこの機会を逃すと、臨時総会を開いてまで話が進む可能性は低く、連合体の設立が遅くなる危険性があったため、見切り発車ではあるがスタートに踏み切ったということである。

## (2) 体制・活動

出資金は、集落営農法人が各130万円、6法人から2人ずつ選出した取締役12人が各1万円を出資するとともに、JA あぶらんど萩（現 JA 山口県）も118万円を出資し、合計910万円である。その後、法人化した下田万が2018年に参加し、計132万円を出資している。

7法人の位置関係を示したものが図3、その概況を示したのが表1である。7法人は、3つの明治合併村（以下「地区」）に属す集落営農が連合したものであり、弥富・小川地区は山間地域に、江崎地区は中間地域に該当する。

図3 萩アグリ構成集落営農法人の位置



資料：「萩アグリ株式会社資料」より作成。



表1 萩アグリ株式会社を構成する集落営農法人の概況

	計	弥富5区	小川の郷	本郷原	桜の郷	上田万	日の出	下田万	
昭和合併村		須佐	田万川	田万川	田万川	田万川	田万川	田万川	
明治合併村		弥富	小川	小川	小川	江崎	小川	江崎	
設立	(年)	2010	2011	2012	2013	2013	2014	2016	
組合員数	(人)	265	36	43	34	30	31	28	63
平均年齢	(歳)	67.5	68.6	67.1	61.8	67.8	70.7	68.6	-
集積面積	(ha)	154.9	26.6	23.4	26.6	16.7	17.0	20.0	24.5
作付面積	(ha)	135.6	21.2	20.6	22.8	14.6	15.8	18.1	22.5
畦畔率	(%)	12.5	20.3	11.9	14.5	12.7	7.3	9.8	7.9

資料：「萩アグリ株式会社資料」より作成。

注：「畦畔率」は、「1 - (作付面積/集積面積)」を指す。

各地域の集落営農法人による農地集積率は、弥富地区12.4%・小川地区42.7%・江崎地区30.9%であり、7法人では明治合併村全体の3割をカバーしている。特に弥富地区には弥富5区しか集落営農はなく、個別の集落営農が集落を超えた領域をカバーするには限界があり、かつ連携できる集落営農も近くに存在しない。また組合員の平均年齢は全体で67.5歳、各集落営農も60歳以上と高齢化が進んでおり、各集落営農で若い労働力や組織の後継者を確保することが難しい。こうした様々な事情が、連合体を必要とした理由である。

集積面積は全体で155haに達するが、平均すると1集落営農当たり22haにとどまる。また表中には、単純に1から作付率を引いた畦畔率も記している。畦畔率が10%未満の「上田万」以降の3法人に対し、弥富5区は20%を占めるなど、萩アグリ内部でも土地条件が大きく異なる。このような土地条件あるいは不利性の相違が大きいかも、7法人を合併して一組織にまとめるのではなく、萩アグリという連合体を選択した理由である。

現段階での萩アグリの活動内容は、大きく6つある。第1は、活動のための施設確保である。2013年の集中豪雨により床上浸水した旧小川中学校の体育館を解体するのはもったいないということで市から無償譲渡の話を受けたが、固定資産税がかかることから辞退している。だが、市が所有権の保有と改修費用を負担し、それをリースすることで決着し、同体育館を萩アグリの事務所や格納庫、資材置き場といった活動拠点にしている。

第2は、生産資材の一括購入である。集落営農7法人の購入金額を合算すると約1,500万円になる。各集落営農が一括購入しても最大で5%の大口割引であったが、萩アグリでの一括購入により割引率が7～8%へアップしている。加えて、消費税の還付金も大きい。

第3は、大豆の播種機・コンバイン等の共同購入・利用である。7法人のうち大豆を生産しているのは小川の郷(4.9ha)・本郷原(2.2ha)・上田万(4.8ha)・桜の郷(2.3ha)と未参加の千人塚(6.0ha)<sup>⑥</sup>である。もともと5組織で「田万川大豆生産組合」(2000年)を立ち上げ、JAの大豆コンバイン等をリースし共同利用していた。しかし、生産組合の意向やタイミングで機械更新をお願いしづらいこともあり、萩アグリを機に共同購入している。当初、大豆作付けの水田を萩アグリに利用権設定し、大豆の販売収入やその交付金を萩アグリに集中させ、その収益を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを新たな機械購入や更新等に充当する計画であった。しかし、1年目の経常利益は赤字を記録し、準備金の積み立てができなかったことから、現在は大豆機械の共同所有・利用という形で、各集落営農が作業に従事している。なお、麦用の機械も購入したが大豆と同様である。

第4は、新規就農者の雇用に向けた収益事業の展開である。それがハウストマトの計画である。ハウストマトの農地確保に際し集中豪雨での経験を踏まえ、当初高台で農地を探したが、用水の確保が難しいため高台での確保を断念している。次に、萩アグリで地域内で農地を模索したが、地域内の農地をハウスで固定化するのはもったいないということで、最終的には地域外にあった耕作放棄田7haを購入している。農地価格は10a当たり約35万円で、JAから2,000万円を借り入れている。

農地は地域の直売所「道の駅ゆとりパークたまがわ」の裏にあり、トマトの収穫後すぐに直売所に出荷できることが同地の決め手となった。また、畦畔もコンクリートで整備されており、管理が楽なことも大きな要因である。一方で耕作放棄地だったため、土を入れ変えないと再利用できず、そのためには億単位の資金を必要とする。そこで国の「農林水産業みらい基金」に申請し、「みらい活性化プロジェクト」(2018年)に採択され、造成等を含む事業費2.5億円のうち9割の助成を受けることができる。事業計画では、21年

までにハウス3棟（各20a）を建設し、22年から本格栽培に取り組む。トマトは、冬・春用として10月から翌6月まで栽培し、そこで正規3人・パート10人の新規雇用の創出が見込まれ、年間売上4,000万円を目標としている。19年にハウス1棟でトマトの試験栽培をおこなっており、収穫物は直売所等で販売している。トマトの評判がよかったことから、20年はもう1棟追加して栽培・販売する。その他にもカボチャ等の試験栽培もしている。

第5に、トマト収穫の3割くらいが青果に回せない傷物になることが予想されるため、それらを活用したトマト加工にも取り組む予定である。ただし、加工施設を独自に整備するには数千万円の資金を必要とするため、道の駅の加工施設を利用する計画である。

第6は、第4・5を中心とした経営の多角化によって常勤従業員を雇用し、地域農業・集落営農・萩アグリが継承できる仕組みを構築することである。萩アグリでは、2018年に県農業大学校を卒業した地元出身のAさん（男性）を常勤雇用している（2020年時23歳、旧江崎町出身、非農家）。給与の原資となるハウストマトの本格始動はまだ先であるが、1年前の17年にすでに雇用を前提に1年間研修を受けさせるなど、貴重な人材の青田買いというのが現実であろう。裏返せば、若い労働力をスムーズに確保することが難しいということである。しかし、Aさんは土地利用型に関心を寄せる等の諸事情から、19年は萩アグリ構成集落営農の作業支援に回ったため、19年に新たにBさん（男性、37歳）を常勤雇用している。以前は消防士や介護の仕事に従事していたが農業に関心があり、萩市に相談したところ、萩アグリを紹介されたとのことである。出身は隣接する島根県益田市で、現在も同市から通勤している。萩アグリが想定する年間給与は300万円であるが、現在県の新規就農者給付金を活用しつつ、月額10万円の支払いにとどまっている。

以上の役割を整理すると、第1・2は連合体によるスケールメリット、第3は既存任意組織の「吸収」、第4・5は連合体としての収益事業の確保、第6は連合体の継承にはつながるが、それが自動的に構成集落営農や地域農業の継承に結び付くかが課題となる。

### (3) 経営状況

集落営農7法人の決算は比較的良好である。そのため萩アグリに130万円の出資金を拠出できたといえる。その一方で、集落営農法人は従事分量配当である。つまり、集落営農を運営し、地域を守るために日当・賃金を低く抑えているのが現実である。それでも年金受給者は生活に支障をきたさないが、若者が参加し従事するインセンティブは弱い。それを萩アグリで達成しようというのが設立の目的である。

他方、萩アグリは2019年の決算は、営業利益・経常利益ともに赤字である。販売収入の中心はトマトの試験栽培であり、22年からの本格始動で状況は変わるといえよう。しかし、それに比例して販売費及び一般管理費等も上昇するため、営業利益がどこまで好転するかは不明である。また事業外収入には、地域集積協力金及び中山間直接支払いの交付金の一部がある。前者は、各集落営農が受給した交付金の1/2を、同様に後者も加算措置である集落連携・広域化支援の10a当たり3,000円のうち1,000円を萩アグリに拠出してもらっている。

### (4) 構成する集落営農法人の実態

萩アグリを構成する集落営農の概況も確認する。1つには、集落営農の活動状況や今後の存続問題が萩アグリへの役割や存立に大きく影響するからである。いま1つは、独自に常勤雇用に踏み出した集落営農もあり、連合体が常勤従業員を雇用するという当初の県の構想とは一線を画すからである。

#### ①農) 日の出

農事組合法人「日の出」は、藩政村(大字)かつ明治合併村である小川村に属し、小川地区25集落のなかの2集落(小川5区, 12区)を基盤に設立した集落営農である。氏神の祭礼は上小川(小川2~12区)でおこなっており、両集落は歴史的な活動で結び付いているわけではない。2集落は、地理的には隣接した位置関係にあり、現法人代表の5区を基準に周辺集落をみれば、5区の川上には後述する「小川の郷」がすでに展開しているのに対し、川下の12区には集落営農がなく、かつ5・12区ともに小規模集落であったことか

ら2集落で一緒に立ち上げたという経緯である。名称の「日の出」は、戦時中の劇場「日の出館」のあった場所が現在の公民館であり、そこで集落営農立ち上げの会合をしたため付している。

集落営農法人の前身組織はなく、また当時は麦や大豆をつくっておらず、品目横断的経営安定対策への対応も不要であった。したがって、あくまでも小規模集落の高齢化と今後の継承を念頭に、提起者である現代表を中心として2014年に設立した集落営農である。設立に際し2集落の全農家13戸に声をかけ、自分でしたいという1戸を除き<sup>(7)</sup>、12戸でスタートしている。組合員は世帯主だけではなく、妻や子供等個人単位での加入としたことから組合員数は27人（30代～80代、平均年齢66歳）で、これにJA あぶらんど菽が加わる。出資金は、世帯主は10a当たり1万円の面積割とし、最大32万円から3万円と幅がある。世帯主以外は1人1万円、JAは62万円を出資し、出資金合計は252万円である。

集落の水田面積は5区12ha、12区8haと両者で20haほどしかなく、スタート時ではこのうちの13.5haを集積している<sup>(8)</sup>。設立直後の集落営農は、農業機械を購入・所有しておらず、各組合員が所有する機械で各自の全作業をおこなう形であった。その理由は、積極的には個別での作業が可能であったため、オペレーターをたてる必要がなかったということである。実際、組合員27人のうち高齢の2人と岩国市在住の1人を除く24人は、いずれかの作業に従事している。他方、消極的には現法人代表によると、少人数・高齢化の集落では早晚立ち行かなくなることは目にみえており、将来は常勤雇用も視野に入れた組織・法人を描くためにも、まずは現状を壊さない形で集落農家が参加しやすい集落営農法人という「箱」をつくることに重きをおいたためである。

その後、法人の集積面積は2集落内で1.5ha、隣接する集落営農のない小川2区及び4区で約10haの借地が増え、2020年で25haとほぼ倍増している。すべての農地は、農地中間管理機構を介して利用権を設定しており、期間は10年、小作料は集落内・外を問わず在村地主5,000円、不在地主2,500円である。なお2集落内では、昔からの付き合いで「小川の郷」に貸し付けている水田があり、また2区・4区にも小川の郷が借地展開するなど、この周辺の

中心的な担い手である両集落営農間で農地が錯綜している。また15年以降、ハード面では機械装備の拡充も進め、現在トラクターや田植機、コンバイン、乾燥機などを補助事業も活用し購入・所有している。

こうした集積面積の拡大とハード面の整備の一方で、組合員の離農や高齢化といった労力面の脆弱化が顕著となっている。設立から2020年の6年の間に、4戸が高齢化と後継者不在を理由に離農し、組合員は農家戸数では8戸に、作業従事者では16人(40代~80代、平均年齢70歳)に減少し、かつ高齢化が進んでいる<sup>9)</sup>。そこで法人は、17年に県農大で法人の活動紹介と従業員募集の説明会をおこなった。その時に手をあげたのが現従業員のCさんである。Cさんは、2017年の春と秋に1カ月ほど法人で体験・研修を受けている。その間、法人は主要な組合員13人に対し、今後の集落営農法人の展開についてアンケート調査を実施している(無回答を含む)。主な調査項目では、①「自身の労力確保」について「今が限界」が7人・「4年後まで可能」が4人と、長くとも4年以内には集落営農の農作業に組合員は従事できなくなる(2人は無回答)、②「身内や知人を含め将来の労力確保の目途があるか」については13人全員がないと回答し、③「将来の労力として県農大生(Cさん)の常勤雇用」について11人が賛成(2人は無回答)と答えている。このアンケートは、現有労力の認識共有と常勤雇用の承認により、今後組合員の子弟がリストラ等で帰農を希望しても、法人の体制は変更しないという集落営農の形と将来を担保する点で大きな意味をもつ。県農大卒業後、18年4月に正式にCさんを常勤従業員として雇用している。Cさんは、防府市出身の23歳(2020年調査時)で、萩市の空き家バンクを活用して集落内に1人で居住している。また、先述した諸事情により萩アグリの従業員Aさんは19年から法人の作業を手伝い、20年4月から正式に法人の常勤従業員(23歳)になっている。

常勤従業員の雇用により、組合員と従業員との作業面積も次のように変容している。2018年に従業員を雇用するまでは、先述したように組合員が各自で作業をおこなっていた。しかし、Cさんを雇用した18年は5.8haをCさんにすべての作業を任せ、残り16.4haを組合員が作業に従事している。19年は従業員11.2ha(Cさん7.2ha・Aさん4.0ha)に対し組合員は12.5ha、20

年（予定）は従業員14.0ha（Cさん7.2ha・Aさん6.8ha）・組合員11.3haと両者の作業従事面積が逆転しており、常勤従業員へのシフトが進んでいる。

法人の作付品目及び面積は、2014年では主食用米11.4ha、モチ米0.1ha、無農薬・無化学肥料米0.9ha、一般野菜や飼料作物等1.1haであった。しかし、作業効率を図るため主食用米の品種をコシヒカリに統一するとともに、低価格対策として主食用米を削減している。その代替としてモチ米の本格化、酒米と飼料用米を新規に導入している。酒米は、主食用米よりも作業時期が遅いため作業時期の分散を図ることができるとともに価格も高い。さらに、業務用米と米の裏作で裸麦にも取り組み、業務用米は吉野家と契約している。その後、主食用米は保有米に限定し、モチ米と飼料用米を拡大した結果、19年の作付実績は主食用米1.8ha、モチ米8.3ha、酒米2.6ha<sup>(10)</sup>、業務用米2.7ha、飼料用米7.2ha、裸麦1.7ha、野菜・その他1.0haである。

2019年の経営状況を見ると、農産物の売上高は約1,900万円で<sup>(11)</sup>、その半分をモチ米が占め、次に酒米及び業務用米が各15%とつづく。主食用米の6割ほどが保有米であり、組合員は法人から60kg当たりJAの平均概算金プラス700円で購入する。平均よりも高く設定するのは転売防止の狙いがあるが、JAの最終精算時にはほぼ同額になる。コストは約2,000万円であり、このなかにCさんの給与が含まれる。給与には年2回のボーナスに加え、通勤及び住居手当がつき、市の計画目標である年間所得170万円を上回る。また、わずかであるが毎年定期昇給もしており、金額の大小に関係なく一般企業と同じことをしている事実が重要とのことである。最終的な営業利益は37万円の赤字となる。これに営業外収益として、最も多い飼料用米の交付金、中山間直接支払いの個人配分や集落連携・広域化支援、農の雇用事業等の交付金を合わせると、経常利益は約1,700万円の黒字となる。固定資産圧縮損及び農業経営基盤強化準備金の積立、ならびに法人税を差し引くと当期利益は約580万円となり、そこから組合員の従事分量配当約570万円を支払っている。

法人の今後の展開は、売上の半分を占めるモチ米は今後の需要により面積が左右されることから、今後増やすとすれば業務用米が一番可能性が高い。一方、2018年の経営比較で、＜主食用米の拡大→販売額のアップ→税金の増加＞と＜飼料用米の拡大→税金の減少＞が判明したこと、また農業経営基盤

強化準備金の対象交付金であることから、飼料用米は継続していく予定である。さらに乾燥機の稼働率を高めるため、周辺集落に対し農協のRC（ライス・センター）よりも10%安い作業料金を提示し、乾燥・調製の作業受託のセールスを従業員にさせ、法人の収入アップと自分の収入は自分で稼ぐという意識を従業員にもたせている。

法人では、従業員1人の労働時間が2,000時間、売上高は1,000万円で所得が350万円となる規模を10ha程度と試算しており、当面35haで常勤従業員3人の体制構築を目指している。ただし、そのための条件は大区画圃場とスマート農業の導入である。現在、大区画圃場整備に向けた計画を進めており、5年計画で受益面積15ha（一区画平均1ha）を予定している。また、スマートフォンで管理できるパイプライン化もおこなうことで、常勤従業員だけの水管理が可能な環境を整備する。また、集落の農家・農家人口が少ないため、将来は常勤従業員を集落営農の経営者にすることも視野に入れている。

連合体に関しては、連合体自体やその構成集落営農間でも考え方や方向性に少なからず差があるため、まずは法人が常勤雇用や十分な経営・収益等の1つのモデルをみせることで、それが他の集落営農法人や連合体に波及し展開していけばよいと考えている。

ところで当初、常勤従業員を雇用した集落営農は2法人あり、いま1つは「本郷原」であった。表1に記すように組合員34人、集積面積27haの法人で、米・酒米・飼料用米・大豆をつくっている。組合員の平均年齢は61.8歳と萩アグリを構成する集落営農のなかではやや若い。それは、40代を中心としたオペレーター等がいるからである。そうしたなか、2018年に山口市出身で県農大を卒業したDさん（女性、20歳）を、市の就農フェアで知り合い、農の雇用事業を活用して常勤雇用し水田作業に従事させている。雇用は、小川地区の特定農業団体（10ha）が高齢化のため継続できず、本郷原が事実上吸収したことで、労力が不足したためである。しかしDさんは、諸事情により1年で退職することとなり、先のオペレーターがカバーしている。

## ②農）小川の郷

農事組合法人「小川の郷」は「日の出」と同じく小川村に属し、その村名



から名称したものである。法人は1集落（11区）を中心に、担い手が不足する周辺2集落（4・10区）の一部を取り込んでいる。生産調整は集落単位でおこなうなど、3集落での歴史的な活動実態があるわけではない。だが、互いに農地が入り組んでいるという点で結び付きはあり、この範囲での組織化を進めたということである。

3集落には約50世帯が居住しており、その7割が農家（土地持ち非農家も含む）である。各集落の水田面積は、概ね4区16ha、10区9ha、11区14haの計39haである。集落によって法人の農地集積率は4区10%、10区20%、11区100%と異なり、3集落全体の4割強を集落営農が集積している。3集落ともにかつて圃場整備をしたが、一区画平均18aと小さい。その他に「日の出」で触れたように、昔からつながりのある農家がいる5区や集落営農のない2区でも借地を展開している。

集落営農法人の前身は、2005年に設立した特定農業団体である。設立は、品目横断的経営安定対策の面積要件をクリアすることや、コスト削減を図るためである。特定農業団体には25戸ほどの農家が参加し、經理の一元化や機械を共同で購入し、作業は各自がおこなっていた。それを法人化要件に即し、11年に法人化している。

法人の出資金は394万円で、組合員数や集積面積等は表1のとおりである。農地は法人と地権者との間で利用権設定をおこなっていたが、現在は農地中間管理機構に付け替え10年の利用権を設定している。小作料は10a当たり1万円であったが、2014年の米価下落が法人経営に重くのしかかり、現在は組合員6,000円、員外4,000円に引き下げている。作付品目は、主食用米が11～12ha、飼料用米4.1ha、大豆3.5ha、タマネギ0.6haである。大豆は、水はけ等の土地条件の問題からBRは難しく、ほぼ固定化している。

法人化後も組合員全員がオペレーターとなり、機械作業に従事している。畦畔の草刈りは基本的には地権者がおこない、水管理は取水口が15カ所あり、それごとに7人程度でおこなう。草刈りは、1㎡60円の賃金を支払い、集落営農法人40円・中山間直接支払い10円・多面的機能支払い10円を原資とする。他方、水管理は10a当たり2,000円を支払う。

法人経営は、現在のところ赤字ではない。また、タマネギの皮むき作業の

ため1カ月で15人の組合員をパートで雇用し、時給900円を支払っている。そのことで地域でお金が循環することや、組合員の意思疎通・活性化につながるため、仮に赤字になっても継続すべきものと考えている。その一方で、20ha規模の集落営農では十分な所得をあげることが難しいため、若い後継者が育たないという問題もある。その役割を連合体に求めている。

### ③農) 弥富5区

農事組合法人「弥富5区」は弥富村に属し、弥富5区の1集落を基盤とした集落営農である<sup>(12)</sup>。前身組織は、1988年に転作対応で牧草をつくるための機械利用組合を土台に、05年に設立した特定農業団体である。特定農業団体では、世帯主だけではなく女性やあとつぎなど個人での参加を推奨した結果、集落全戸の18戸・32人が参加している。機械は共同購入したが、構成員の機械は必ずしも処分するわけではなく、作業も各自の農地は各自でおこなうものであった。この特定農業団体を法人化要件に即し、10年に法人化している。法人化に際し、組合員個人では機械を更新しないという取り決めをし、法人で機械を購入し集約化している。出資金は500万円で、全額特定農業団体の剰余金を活用している。

集落の水田は26.6haあり、全部で200筆を超え一区画平均8aと小さい。加えて未整備のため、形状も不整形が多い。ほとんどの水田が中山間直接支払いの急傾斜に該当するなど条件不利な農地である。法人は、こうしたすべての農地を集積しており、現在は農地中間管理機構を通じて10年の利用権を設定している。水田を管理さえしてくれればよいという地権者が多く、小作料は0円である。作付品目は、米は主食用米7.3ha・酒米1.2ha・飼料用米1.5ha、野菜類ではタマネギやリンドウなどを4haつくっている。その他に畜産農家と契約した牧草3.3haと放牧2.7haがある。放牧は5～12月の期間限定であり、阿武町農業公社の牛を借りる、いわゆるレンタル放牧である。

法人化後の機械作業は、4人のオペレーター(62～73歳)が従事し、他の組合員は補助作業等につく。時給はいずれも1,000円である。畦畔等の草刈りは、基本的には地権者がおこない、水管理は範囲(エリア)と担当者を決めこなしている。従事者は、作業日報をつけて法人に提出する。草刈りや水

管理の労賃は、中山間直接支払いの集落活動分（1／2）を活用し、残り個人配分は法人の収入となる。法人では数百万円単位の内部留保、利益準備金、農業経営基盤強化準備金がある。5年後には高齢化でオペレーターが確保できず早急な対応が必要なこと、畦畔等農地条件が集落営農によって異なり、かつ小作料も違うため、集落営農を広域合併するのではなく、新たな連合体を立ち上げたということである。

#### 4. 株)長門西

##### (1) 長門市の概要

県北西部に位置し日本海に面する長門市は、2005年に旧長門市、大津郡三隅町・日置町・油谷町の4市町（以下「地区」）が合併した市である。長門市には水田面積が2,500haあるが、水稲作付面積は1,300haと作付率は5割強にとどまる。これは、農業労働力の高齢化や後継者不在に加え、転作の拡大、さらには14年の米価下落など様々な要因が影響している。市内には集落営農法人が24あり、地区別では長門8・三隅7・日置5・油谷4と分散している。長門市では集落営農が400haを集積し、水田面積の2割弱をカバーしている。他方、認定農業者が530ha集積していることから、現段階では個別の担い手が農地集積の中心といえる。だが、認定農業者の多くは後継者を確保しているわけではなく、中・長期的には経営継承の問題を抱えることとなる。

こうしたなか、JA長門大津（現JA山口県）の情報企画課を中心に、地区ごとにある農業支援センター（市、JA、農林事務所で構成）とが連携して、連合体の設立に動くことになる。まず支援センターが、24すべての集落営農から現状と課題のヒアリングをおこない、その結果、組合員の高齢化、創立メンバーから世代交代がないこと、他界による組合員の減少、無人ヘリによる適期での防除希望などの声が寄せられた。さらに、長門市は漁業も盛んであり、市内にはカマボコなどの水産加工も少なくない。こうした地元の多業種と連携を図るにしても、農事組合法人では水産物を扱えず、株式会社が求められた。

以上の結果を踏まえ、特に意識の高かった油谷及び三隅地区から連合体の設立が動き出し、前者では2016年に「油谷地区集落営農法人連合体設立準備委員会」を発足し、8回の会合を経て17年に株式会社「長門西」を立ち上げている。同年に三隅地区でも、6つの集落営農法人が参加する株式会社「三隅農場」を、18年には長門地区でも3つの集落営農法人と1つのNPO法人による株式会社「アグリベンチャー倭山」を設立している。以下では、市内第1号の長門西についてみていくことにする。

## (2) 長門西の活動

長門西は、農事組合法人である「河原」、「浅井」、「ゆや中畑」、「日置川原」とJA長門大津が参加した連合体であり（表2）、地域類型別ではゆや中畑のみ平地農業地域、その他は中間農業地域に位置する。また4法人のうち日置川原のみ地区が異なる。それは集落営農が地区の境界にあり、かつ農地の一部も油谷地区に入り込んでいることから、行政区を超えて隣接する一帯を範域としたためである。出資金は合計151万円で、4法人が各20%、JA長門大津が19.5%を出資し、残る0.5%が取締役等である。JAの出資割合は、JAの比重が大きいとJAの発言権が強くなり過ぎ、逆に小さいと現場に丸投げしているとみられるなど、いずれも地域からの反発を招くことになる。それを防ぐバランスが19.5%であったということである。

当初オペレーターは、各集落営農から若手を中心に2人ずつ推薦してもらうとともに、事務局も地域全体での中心的な担い手2人を推薦し、計10人が従事している。年齢は29～69歳で、半分が20代から30代である。また地域の大規模農家や認定農業

表2 長門西を構成する集落営農法人の概況  
(単位：人、ha)

法人名	河原	ゆや中畑	浅井	日置川原	
設立年	2002	2009	2012	2016	
昭和合併村	油谷	油谷	油谷	日置	
参加集落数	6	1	1	1	
組合員数	39	13	9	3	
経営面積	44.2	15	9.5	20.5	
経営品目	主食用米	19.8	3.3	2.2	3.5
	モチ／酒米*	0.2			4.0*
	麦	14.3		3.4	3.6
	大豆	14.8	5.2	4.4	7.3
	飼料用米	3.3	3.8		
園芸作物	0.5			0.3	

資料：「長門西視察資料」より作成。

注：「経営面積」は2018年、「経営品目」は17年の数値である。

者なども参加しており、認定農業者にも連合体の恩恵が波及する仕組みにしている。オペレーターは、2017年から開始した水稻の一部防除及び大豆の作業をおこなっている。水稻関係の機械は各集落営農が所有し、それ以外の共通する機械、例えば共同育苗や播種機、管理機、ドローンなどは長門西が所有することで棲み分けしている。今後は、麦・大豆の播種機を購入する計画である。

さらに、長門西は2018年に、常勤従業員1人の雇用に踏み切っている。従業員のEさんは24歳（2018年調査）で、油谷地区にある中畑集落の出身である。実家は米と乳牛の複合農家であり、長門西を構成する集落営農法人「ゆや中畑」の組合員でもある。農業高校の出身で、高校時代からアルバイトで集落営農のオペレーターをしていた。その時に、今後は集落営農の合併あるいは連合のような組織が必要ではないかと思っていた。畜産関係の大学に進学したが在学中に父親が他界し、乳牛の世話をするため退学して帰村したのち県農大に入り、2年生の時に連合体設立の話がもちあがった。Eさんとしては、アルバイト時に感じていた集落営農の連合体が実現するという点に関心をもったが、この時点では連合体の具体像が不明なこと、連合体も設立直後では常勤雇用できないことから、県農大卒業後、1年間県の臨時職員として働き、その後連合体の常勤従業員となっている。給与は、市の基本構想と同じ350万円を目標としている。また、事務員をハローワークで募集しているが、確保が進んでいない。そのため事務も含め、すべてをEさんが担当している。

長門西の機能・役割の第1は、大豆機械の利用調整である。JAがコンバイン、乗用管理機、色彩選別機を所有しており、連合体がスケジュール調整し、各集落営農がJAから機械をリースし作業をおこなう。なお、集落営農法人「河原」のみ大豆コンバインを所有しており、作業時期の重複等大豆コンバインが不足する時は、河原がリースすることもある。

第2は、集落営農からの作業受託である。調査時点では、長門西はのちにみる集落営農法人「浅井」から委託された田植えと麦の収穫作業を受託しており、Eさんが従事している。また「ゆや中畑」も水田面積が13haと小さく労働力も少ないため、Eさんを中心に機械作業をおこなっている。これは、

集落営農の組合員・オペレーターとしての作業従事であるが、今後は集落営農から長門西への作業委託という形に整理していく。なお、先述したように、連合体は多くの機械を所有しているわけではない。そのため集落営農から作業を受託した場合、集落営農が所有する機械を利用し、その分を差し引いた金額を作業料金として徴収する。調査時では作業料金の設定中であったが、基本的な考えとしては作業料金を少し高めに設定することで、集落営農が長門西に作業を丸投げすることを防ぐ予定である。その他、水稻・麦・大豆の防除はすべて長門西が受託し、Eさんがドローンでおこなう。

第3は、管理作業のうち水管理は、長門西の常勤従業員が1人であり労力的に困難なため引き受けないが、草刈り作業は今後受託することになっている。ただし裏を返せば、構成集落営農の労力不足により、長門西が受託せざるを得ない状況ということであろう。

第4は、共同育苗(3,500箱)である。共同育苗は、JAが育苗センターで受託(年間5.2万箱)していたが、飽和状態にある。そのため、集落営農が共通で取り組む特別栽培米については、長門西で共同育苗をはじめ、栽培方法や資材の統一化もおこなう。

第5は、ドローンの操縦技術の習得とそれを活かしたドローン教習所の設立・運営である。長門西のオペレーターとEさんが、ドローンでの航空防除技術を習得するとともに、OJT研修を通じて各オペレーターの技術格差の解消に取り組んでいる。ICTシステムを活用したドローンによる農薬散布をおこなっており、1年目の2017年実績は39haに過ぎなかったが、18年には289haまで拡大している(作業料金は10a当たり1,940円)。またオペレーターの2人が指導者免許を取得したこともあり、山口市内の民間企業と連携して、JA育苗センターを活用したドローン教習をおこなっている。教習は6～7月などの農閑期を利用し、基本コースでは5日間の講習をおこなう。講習の開始以降、県内17・県外17の計34人(20代～60代)が受講している。長門西は、農閑期対策になるとともに、新たな収入源につながるというメリットがある。他方、地域全体としても長門市内に人を呼び込めることや、そのなかから移住者や就農者の獲得につながる機会にもなっている。

第6は、長門西で共同でおこなう作業の生産資材等は、長門西で一括発注・

購入している。その他の多くは各集落営農で購入しているが、今後は長門西への集約化を進め、コストの低減につなげていく。ただし、それらの保管場所の確保が新たな問題として発生する。

第7は、長門西は農地を所有しておらず、利用権も設定していない。あくまでも中心は各集落営農法人であり、基本的には集落営農が個別に頑張りつつ、それが困難になると最終手段として長門西も利用権設定に踏み出すという方針である。

以上の機能・役割を整理すると、第1・2・3・7は構成集落営農のフォロー、第4・5・6は連合体としての収益確保である。ただし、連合体も借地まで踏み込むとすれば、経営上何らかの対応を考えざるを得ず、それが後述する今後の展開の1つである地域ごとの品種の団地化と作業時期の分散に結び付く。

長門西の収支計画をみると、事業ではドローン防除の収入が最も多い600万円、次が育苗の340万円であり、この2つが事業収益の中核である。その他にドローン教習では80万円ほどの収入を見込んでいる。補助金等では、連合体サポートに対するJAの補助金500万円や、農の雇用事業120万円などが中心である。

長門西の今後の展開は、第1に加工事業に取り組むことである。長門西と三隅農場の中間地点にJAの加工施設があり、それを活用して菓子類や惣菜などを製造・加工するとともに、流通段階では市役所の支援を受けている民間企業とも連携する計画を進めている。

第2は、各構成集落営農で米の作業適期が異なるため、地域ごとに品種の団地化と作業時期の分散を図り、効率的な作業をおこないと考えている。だが、農家によっては従来つくってきた品種へのこだわりもあるため、なかなかまとまらないのも事実である。そこで米の契約栽培を増やし、それを通じて少しずつ団地化へ誘導していくことにしている。

第3は、いずれの集落も中山間直接支払いの交付を受けており、4期対策で導入された集落連携・広域化支援はタイミングが合わず受けていない。5期対策では中山間直接支払いの事務局を長門西が担当し、手数料を徴収する形に変えていく予定である。

### (3) 構成集落営農の実態

#### ①農) 浅井

農事組合法人「浅井」は、浅井集落を基盤に設立した集落営農である。浅井集落は中山間地域に該当し、農家数は28戸（土地持ち非農家や3戸の不在地主を含む）である。かつては25haの水田があったが、圃場整備できない水田等は植林したり、耕作放棄となったため、現在は10.5haまで減少している。

集落では1991年に圃場整備が終了し、一区画平均30aとなった。農家の多くが圃場整備後に、個別で機械を大型化する意向を有していた。だが集落のリーダーが、採算面で個別に機械を購入するのではなく、機械利用組合を設立して負担を軽減しようと声をかけ、1991年に「浅井機械利用組合」を設立している。利用組合に参加したのは12～13戸で、機械がまだ使える、自分で作業をしたいなどの約10戸は不参加であった。利用組合で機械を一式購入し、作業の協業化をしている。すなわち、必ずしも自分の水田の作業をするのではなく、作業時期や効率性、労力などを踏まえて作業する水田を決めている。この利用組合を土台として、品目横断的経営安定対策への対応、さらには機械作業に従事できない農家の増加により、2006年に9戸で「浅井受託組合」を設立している。その後、法人化要件や地域内では集落営農法人が多いこと、それらが加入する連絡協議会があり、そこで情報共有ができることから、2012年に法人化している。

出資金は405万円で、受託組合と同じ9人の組合員が出資している。農地中間管理機構を利用し、集落の水田面積10.5haのうち9.5haで10年の利用権を設定している。残る1haは1人の個人が自作している。かつて小作料は10a当たり30kgの現物支払いが標準であった。しかし米価が下落した2014年に、地権者に対し小作料引き下げの願いをし、地権者からは「管理さえしてくれれば小作料は不要」、逆に「60kg必要」との声もあったが、最終的には半額の10a当たり15kgで決着している。

オペレーター3人が機械作業に従事するが、専従者は法人代表（78歳）のみで、残り2人（いずれも65歳）は兼業農家のため作業は土・日に限られる。そこで、2018年には一部作業を長門西に委託している。草刈り・水管理は不



在地主を除き、基本的には地権者に再委託していた。ところが地権者も高齢化し、作業に従事することが難しくなったため、18年から草刈りはシルバー人材に委託（面積ベースで委託率80%）している。他方、水管理は代表が1人でこなしている。

作付品目は、主食用米2.2ha、飼料用米2.6ha、裏作小麦3.3ha、大豆4.4haである。大豆は受託組合時からはじめ、土地条件に応じて固定とBRの組み合わせでつくっている。また、飼料用米の前は大豆であったが、水はけが悪い水田や8万円の交付金を契機に、飼料用米に転換している。出荷先はすべてJAであり、経営も従事分量配当のため問題はない。農業経営基盤強化準備金も積み立てており、常勤1人の雇用は可能である。

法人化後も労力不足を解決できないことから、代表は地域内で最初に法人化し、かつ規模の大きな近隣の集落営農と合併することを模索していた。相手からは対等合併で構わないと言質までとったが、同時に行政・JAから地域内の集落営農を糾合した連合体設立の話がもちあがった（2016年）。そのため相手の集落営農及び浅井ともに合併ではなく、連合体に意識が移り、最終的には両法人ともに連合体に参加することとなった。

## 5. まとめ

### (1) 合併ではなく連合体

過疎問題が早くから顕在化し、かつ中山間地域の多い山口県は、集落営農による協業を通じて地域農業の「延命」を図ってきた。その一方で近年は、集落営農にたずさわる人たちの減少や高齢化、世代交代が進まないこと、他界等による組合員数の減少など今後の労力確保の困難性に起因する集落営農の継承問題が深化し、集落営農自体の存立危機への懸念が増している。そうしたなか、必ずしも集落営農構成員に固執しない後継者の確保に乗り出し、県も農業大学校との連携を通じてサポートしていた。後継者の確保に際しては、常勤の雇用契約を結び、一定の生活水準が可能な給与体系や各種社会保険の整備が求められるが、条件不利地域をベースとする個々の集落営農では面積規模の小ささや収益性確保など雇用を支える経営・財政基盤の確立が大

きな問題であった。

こうした問題を解消すべく取り組む場合、一般的には複数の集落営農による広域合併が想起される。しかし、本稿で取り上げた2事例が選択したのは、集落営農法人の連合体であった。現場の声にもとづき、合併を選択しなかった理由を整理すると、大きくは政策誘導と実態対応による。すなわち第1は、国による集落営農支援の事業メニューや予算規模が縮小するなか、県が連合体を推奨し、連合体に対する事業支援を講じているためである。第2は、各集落営農によって農地の条件不利性－例えば萩アグリでは畦畔率の格差が大きいことから、投下する労力及びそれにとまなう賃金水準の相違、さらには小作料も一定水準から使用貸借までバラバラである。そのため、仮に1つの集落営農に合併・再編しても、これら異なる水準を均一化、統一化することは難しく、無理な一本化は各集落営農やそれを構成する農家からの不満・反発を引き起こす懸念がある。逆に第3は、合併した集落営農に対しては経営を圧迫し、かえって存立を脅かす懸念などが想起されるためである。

第4は、集落営農の合併の形が対等・吸収を問わず、合併されたと感じた集落営農あるいはその構成農家が、新たな合併集落営農に管理作業を丸投げすることが懸念され、むしろ地域農業から農家を遠ざけてしまう危険性があることである。いわゆる「集落営農のジレンマ」である<sup>(13)</sup>。その結果第5は、新たな集落営農も負担が過重となり、存立が維持できなくなる可能性を否定できないためである。

つまり、集落営農間で合併し1つの広域組織になるよりも、従来どおり個々の集落営農が責任をもちつつ、個別では負えきれない部門や活動に対し連合体が責任をもつという相互補完の関係、責任の連帯を選択したということである。

## (2) 連合体のポイント

### ①雇用

県の連合体要件では、設立後数年内に専任従事者を1人雇用することを必須としており、常勤雇用を図るためには所得（収益）の確保が不可欠である。それが「所得と雇用の拡大」という連合体目標である（先の図1）。そして、

連合体は常勤従業員を通じて、構成する集落営農の「何か」をサポートする。つまり連合体のポイントは、a) 雇用、b) 所得、c) 「何」の3点に整理することができる。

a) は、どこでどのような人を探し、常勤雇用につなげることができるのか、さらには定着させることができるのか、ということである。本稿で取り上げた2つの連合体では、2人の常勤従業員（B・Eさん）を雇用していた。さらにいえば、構成する2つの集落営農でも3人を常勤雇用していた（A・C・Dさん、離職者を含む）。連合体に限らず5人の従業員の特徴を整理すると、①Bさんを除く4人はいずれも県農大の卒業生であること、かつ②20代と若いこと（Bさんも30代）、③1人であるが女性もいること、④連合体を構成する集落以外の出身者が多いこと、⑤Eさん以外は非農家の出身であること、である。①から法人への就職に結び付いた結果が②であり、③～⑤の特徴も結局は①の農業を志し学んだ県農大生の多様性に帰結しよう。こうした県農大による若手の人材輩出は、近年の県と県農大との連携の成果の1つであり、山口では県農大が人材供給の一翼を担う形がつくられつつある。

その一方で、離職（転出も含む）に至った従業員がいるのも事実である。離職（転出）の事情はセンシティブな問題もあり明記は控えるが、根底にあるのは現実とのギャップである<sup>(14)</sup>。そのギャップも、就農自体のギャップと法人で就業することのギャップとがあろう。前者であれば、根本的な農業という職業との相性の問題であるが、後者は働き場所あるいは働き方といった副次的な問題である。先に県農大による法人就業コースの設置に触れたが、同コースは社会人対象であり、いわゆる一般の学生が所属するコースではない。あくまで一般学生は、従前どおり2学科（園芸・畜産）のなかの5コース（野菜や肉用牛等）を選択し、将来は個別農家・自立経営が基本である。もちろんその場合も、希望学生には短・長期での法人研修を支援し、あるいは雇用を希望する集落営農法人の代表等が県農大で説明会を開くなど、県農大を媒介に両者が結び付いている。そうした点で、先述したように県農大が人材供給の一翼を担っている。

だが、法人での就業希望が増加傾向にある昨今、一般学生も法人就業コースとの連携等本格的な教育体制の整備が求められよう。同時に、法人側もほ

とんどがはじめて常勤従業員の雇用を経験するなか、人を雇用することに対する懸念や困惑、さらには田代洋一が指摘する高齢の集落営農役員・構成員と20歳前後の若者との人間関係<sup>(15)</sup>、すなわち世代間ギャップの問題など課題は少なくない。そしてこれらが、先の法人で就業することのギャップの原因といえる。それを回避するためにも、法人側に対する研修やレクチャー、相談等ソフト面での支援も必要であろう。なお、連合体と構成集落営農とが常勤従業員を雇用したことによる両者の関係性が問われることになるが、これについてはc)で後述する。

## ②所得（収益）

ポイントの2つ目のb)は、常勤従業員を雇用するための経営基盤となる所得（収益）確保は可能か、ということである。さらに踏み込めば、常勤従業員を雇用することが個別の集落営農では難しいのに対し、連合体であればそれが可能となる根拠は何か。金銭面では、各集落営農は連合体に出資金を拠出するだけである。その額も萩アグリを構成する集落営農は各130万円、同じく長門西は各30万円にとどまる。また出資金である以上、人件費等のランニング・コストをフォローする性格のものでもない。したがって、常勤従業員にかかる給与等は、連合体自体が収益を生み出す必要があり、株式会社である連合体であれば、ヒト・モノ・カネ・トチ・技術などを集積し、自由な経済活動を展開することで、その経営・財政基盤を見い出せるのではないかということである。県は、その方向性として連合体に、「規模拡大・コスト削減」と「複合化・多角化・多業化」の2つを提示している。

前者は、規模拡大によってスケール・メリットを発揮し、コストの削減と所得の増加を図るものである。ただし、それが最大限発揮できるのは平野部に限られ、条件不利地域では農地の集約化がむしろ現実的であろう。いま1つの複合化・多角化・多業化は、各連合体の基盤地域に適した農産物、労力に応じた農産物加工、地域産業との関係・連携など地域性や特質性、優位性により多様な展開が考えられる。

しかし問題の1つは、この所得（収益）を見込める2つの方向性に、常勤従業員がどの程度労力を専従化、集中化できるかである。萩アグリでは、所

得確保及び常勤従業員の年間就労の確立として、施設トマト及びその加工を計画し一部は進んでいた。この施設トマトの作業期間は、1年のうち約9カ月に及ぶ。仮に、構成集落営農の水田作業を常勤従業員がフォローするとすれば、労力的かつ時間的にトマト作業の足かせになる可能性がある。したがって水田農業の農繁期に、施設トマトにかかる労力配置をパート等を通じた調整で両者の棲み分けができるかがポイントとなる。その一方で、最終的には常勤従業員1人で100haを超える水田作業をフォローするのは現実的ではない。中・長期的には、新たに常勤従業員を増員することも考えられるが、その前提条件として収益の拡大による確固たる経営基盤が求められる。だが、収益源のトマトも着手したばかりであり、現時点では未知数といえよう。

一方、長門西では、所得確保の手段をドローンの導入・習得とそれを活かした共同防除及び教習所の運営としている。ドローン関連は、水田農業の農閑期対策として導入したこともあり、時期的にバッティングすることは回避できよう。だが萩アグリとは異なり、長門西はすでに2つの集落営農から作業を受託しており、今後さらなる受託の作業数・受託面積の拡大も否定できない。それ故、長門西も作業料金水準の設定を通じて集落営農による長門西への作業の丸投げに予防線を張りつつ、管理作業を受託する際も草刈り作業にとどめること、さらにはあくまでも最終手段としての利用権設定であることに言及していた。要するに現有の常勤1人で、構成する集落営農の全面積をカバーすることは現実的ではないということである。それへの対応の1つとして、構成集落ごとに品種の団地化をおこない作業時期の分散を模索しており、限られた常勤従業員で効率的に作業従事できる体制づくりをいまから進めていくということであろう。

いま1つの大きな問題は、この2つの方向性が常勤雇用の財政基盤となりうるかである。条件不利地域に位置する萩アグリ・長門西は現時点では、連合体による本格的な規模拡大・農地集約のステージには至っておらず、むしろ萩アグリは農地の受け手としての「保険」、長門西も連合体丸投げの予防線を張るなど、それにより所得を確保しようとするのではなく、連合体領域における地域農業の維持を目的としている。そのため複合化・多角化・多業化が所得確保の源泉となる。両連合体ともそれに着手したばかりであり、ト

マト関連・ドローン関連の事業がどの程度の収益をあげ、従業員雇用の財政基盤となるのかは今後トレースし考察していく。

ところで萩アグリでは、構成集落営農である日の出が、単独で常勤従業員を雇用していた。それが可能であったのは、集落内の農地を日の出に集約して利用権を設定し、飼料用米を中心に交付金も集約化したことにある。飼料用米を主食用米とは異なるという点で複合化とすれば、日の出の実践は県の2つの方向性のミックス型ということになる。交付金額や政策自体の継続性等農政に大きく左右されるという問題はあるが、これも1つの方向性であろう。しかし、連合体にとっては、構成集落営農の農地を引き受けて利用権設定に至らなければ、交付金を受給することができないため、集落営農が自己完結できている間は、連合体の収入源にはならない。逆に、集落営農が限界に直面し連合体が利用権を設定したとしても、常勤従業員でカバーできる範囲・面積に限られ、作業可能面積と経営に必要な面積（交付金）とのバランスが問われる。

### ③「何」をサポートするのか

最後のc)は、所得確保による常勤従業員の雇用によって、連合体は構成集落営農に対して「何」をサポートするのか、あるいはできるのかという両者の関係性の問題である。そもそも連合体に期待したものは、集落営農の高齢化や労力不足、後継者不在のもと、連合体従業員による集落営農の水田作業のフォローであった。先の県のポンチ絵では、「守り」の構成集落営農の想定する役割は、農道・水路の維持、草刈りといった管理作業にとどまるものであり、その他の基幹作業は「攻め」の連合体が担う構図であった。

しかし現実的には、①構成集落営農からの一部作業受託からはじまり、②労力不足がさらに進めば、連合体による一部農地の利用権設定・経営権の移動、③労力の困窮化にともない、構成集落営農ごとの大部分もしくは全部農地の利用権設定と構成集落への管理作業の再委託、④最終的に労力枯渇に至れば、連合体による完全経営・作業完結、といった①～④の段階を経て進んでいく。

①は、長門西では小規模、かつ作業従事者数の不足と高齢化に直面する構

成集落営農－ゆや中畑と浅井がその段階にあった。他方、萩アグリを構成する集落営農法人は、現時点ではいずれも自己完結で作業をこなしているが、弥富5区はオペレーターの高齢化により自己完結が困難なため、5年後には萩アグリによる最低でも①に期待していた。

②の対応をおこなう連合体は本稿ではなかったが、萩アグリでは構成集落営農が隣接集落の借地を展開するケースはみられた。連合体への農地集積を最終手段とすれば、そうならないよう展開する集落営農の後方支援が不可欠である。例えば、先述した集落営農間（日の出、小川の郷等）での農地・借地の入り組みに対し、連合体が農地調整機能を発揮することで、構成集落営農の農地集約・団地化を後押しして、集落営農の効率化と負担の軽減をサポートすることが考えられる。

③はポンチ絵で想定したものであり、その先には想定を超える④が存在し、④に至れば連合体と集落営農（集落）との関係は途切れることになる。連合体は、それでも集落の「想い」を継承して「守り」・「攻め」の両方を担うのか、「攻め」に特化した経営体に収斂するかの岐路に立つ。前者であれば、地域内の全農地をフォローするためには、加えて先の収益事業への常時従事を加味すると、さらなる常勤雇用の増員と収益性の確保が求められ、後者では連合体が収益性を基準に守るべき農地の選別をおこなうことになる。これは、常勤雇用した集落営農法人の行く末について、田代洋一が「(常勤従業員に－筆者注)『継がせる』のは集落営農なのか(圃場と地域資源の管理)、経営体なのか<sup>16)</sup>」という命題と重なる。集落営農でいえば、萩アグリの日の出も独自に常勤従業員を雇用しており、同じくこの命題に直面する。日の出の場合、将来常勤従業員が経営者になることも視野に入れており、仮に経営者に就いても地域の農地を守るのか、経営体に特化するのかは彼らの判断次第である。その一方で日の出では、設立時に用水が困難な不利地は対象外としており、将来を見据えた判断を集落自らが先行しておこなうことで、新たな将来の経営者の経営的・心理的負担を除いている。

また、県のポンチ絵はあくまでもベーシックなイメージであり、「何」の具体的中身も各連合体や構成集落営農の現状、直面する課題によっても多様であろう。例えば、連合体が上述の労力面・作業面ではなく、経営面から構

成集落営農を支援するケースである。経営面の支援では、コストを共同化することで構成集落営農のコスト削減を図る間接的支援と、連合体が稼いだ所得を構成集落営農に還流させる直接的支援とがあげられる。

前者の取り組みは、連合体では株式会社「アグリ南すおう」が該当する<sup>(17)</sup>。そこでは、構成集落営農がそれぞれ後継者となりうる常勤従業員を雇用できる経営基盤を確立するために、連合体が一括で資材を共同購入し、あるいは機械装備を一手に引き受け（集落営農は機械更新せず）、さらには連合体の常勤従業員が構成集落営農の作業を受託するなど、集落営農の経費抑制に重点をおいている。つまり、「攻め」も「守り」も集落営農が担えるよう、連合体が後方支援するというものである。

他方、直接的支援では、b)を通じた所得のうち、連合体が雇用する常勤従業員の給与を除く所得（の一部）を、構成集落営農の収入に直接注入して支援するものである。そこでは、注入の根拠とその金額が問われる。構成集落営農は、連合体の出資者・株主であることから、根拠と金額は出資配当と定められた配当金に規定される。

しかし、直接的間接的支援の両方に共通する問題は、では連合体の常勤従業員は何のために勤労するのか、換言すれば、連合体それ自体の将来的発展の姿がみえないということである。そのような状況下で、連合体は常勤従業員の確保と、中・長期的な継続雇用（定着）を期待できるのかという問題である。

以上で触れた問題は、④を念頭に将来の連合体が担うもの（「攻め」か「守り」か、あるいは両方か）や各集落営農が従業員を雇用した場合の連合体の有りようなど、突き詰めた先の将来問題ではある。こうした問題が杞憂に終わるのか、それとも問題をクリアしつつ、適切かつ新たな集落営農・連合体、両者の関係性が構築されるのか、今後の大きな課題である。

---

(1) 代表的なものとして、小田切徳美『日本農業の中山間地帯問題』（農林統計協会、1994年）を参照。

(2) その他に任意組織の集落営農が100近くある。

(3) 農外参入は果樹や施設園芸が中心であり、大規模な面積確保を必要とするものでは



- ない。15年ほど前は建設業からの農外参入が中心であったが、建設業は好況で人手不足のため農業参入は減少している。他方、食品産業からの問い合わせが中心となっている。
- (4) 楠本雅弘『進化する集落営農』農文協、2010年、第3章。
  - (5) 県による連合体の推進は15年を起点とするが、それ以前のものもここでは連合体と表記を統一する。
  - (6) 農事組合法人「千人塚」は果樹がメインの集落であり、萩アグリを構成する集落営農とは性質が異なるため、萩アグリには参加していない。
  - (7) 不参加の農家（55歳）は兼業農家であったが体調を崩して離職し、現在自家経営80aの専業農家である。体調の問題から1ha弱の借地を、2019年に法人が利用権を設定し引き継ぐなど、両者のつながりが無いわけではない。
  - (8) この他に用水の確保が困難な水田もあるが、集落営農では不利地を対象外としている。
  - (9) 離農後も、集落営農法人のみなし組合員として残っている。
  - (10) 萩アグリに参加し、酒米をつくる日の出・弥富5区・本郷原・下田万の4法人は、酒造会社6社と集落営農8法人からなる酒米の連合体「萩酒米みがき協同組合」にも参加している。同組合は、コスト削減や酒米生産の安定化、日本酒の地域ブランド化を目的とする。
  - (11) 水田活用の直接支払交付金の「飼料用米」については、総会資料では販売数量に応じた交付金のため「売上高」にカウントしているが、ここでは外している。
  - (12) 農事組合法人・弥富5区については、田代洋一『地域農業の持続システム』（農文協、2016年）pp27-30も参照。
  - (13) 伊庭治彦「近畿地域の農業構造変動」（安藤光義編著『農業構造変動の地域分析』農文協、2012年）pp226-229。
  - (14) その他にも、一般的には女性の場合、更衣室や控室、トイレといった設備面での遅れも大きく影響している。
  - (15) 田代洋一「集落営農法人と連合体の展開－山口県」（『土地と農業』No. 49, 2019年）p144。
  - (16) 田代洋一「集落営農法人と連合体の展開－山口県」（『前掲』）p144-145。
  - (17) 田代洋一「集落営農法人と連合体の展開－山口県」（『前掲』）p139-140。